

令和2年（2020年）12月（第18回）教育委員会会議

1 開催日時

令和2年12月22日（火）18:00～

2 開催場所

宇部市港町庁舎 3階会議室

3 議 題

- ・議案第51号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例
施行規則制定の件
- ・議案第52号 令和3年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について
- ・その他の事項
寄付の報告について

宇部市学校給食の実施及び 学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

学校給食課

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に伴い、施行規則を制定します。

1 名称

宇部市学校給食の実施及び学校給食の管理に関する条例施行規則

2 施行日

令和4年4月1日

3 施行規則（案）

別紙のとおり

4 内容

（1）学校給食費の額

1食あたりの単価 小学生250円 中学生280円

（2）学校給食費の納付

イ 納付月

5月～翌年3月（11カ月）

ロ 納付額

5月～翌年2月……1食単価×年間給食予定日数÷11カ月

3月（精算月）……1食単価×年間給食実施日数－2月までの納付金額

ハ 納付期限

納付月の末日（休日の場合は直後の平日）

（3）督促

期限までに学校給食費を納付しない者への督促は、納付期限後20日以内に行う

（4）給食費の減免

減免の申請（減免申請書）、結果の通知（減免決定通知書、減免不承認決定通知書）

（5）還付及び充当

過誤納金は速やかに還付する 未納の給食費がある場合は充当できる

参考：宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例……別紙

宇部市規則第 号

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則を次のように定める。

令和二年十二月 日

宇部市長 篠崎 圭 二

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(令和 年条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食費の額)

第三条 条例第四条の市規則で定める額は、小学校にあつては一食二百五十円とし、中学校にあつては一食二百八十円とする。

(学校給食費の納付)

第四条 学校給食費負担者は、学校給食を受ける年度の五月から翌年三月までの各月(以下「納付月」という。)において、学校給食費を納付するものとする。

2 納付月において納付すべき学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 五月から翌年二月まで 前条に規定する学校給食費の額に当該年度の学校給食の実施予定日数を乗じて得た額(次号において「年間予定額」という。)を十一で除して得た額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げた額)

二 三月 年間予定額から前号に掲げる各月の同号に定める額を合算した額を減じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、市長は、一の年度において学校給食を実施した

日数が当該年度における実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うものとする。

（学校給食費の納付期限）

第五条 条例第六条の市規則で定める日（以下「納付期限」という。）は、納付月の末日（十二月にあつては二十五日）とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する納付期限が休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって納付期限とする。

（督促）

第六条 条例第七条の規定による督促は、納付期限後二十日以内に行うものとする。

（学校給食費の減免）

第七条 条例第九条第二項の規定による申請は、学校給食費減免申請書（様式第一号）により行うものとする。

2 条例第九条第三項の規定による通知は、学校給食費減免決定通知書（様式第二号）又は学校給食費減免不承認決定通知書（様式第三号）により行うものとする。

（還付及び充当）

第八条 市長は、学校給食費に係る過誤納金があるときは、速やかに、これを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付する場合において、当該還付を受けるべき学校給食費負担者に未納の学校給食費があるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金を当該学校給食費に充当することができる。

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

学校給食費減免申請書

宇部市長 様

年 月 日

申請者（学校給食費負担者）

住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
電話番号 自 宅 _____
携帯等 _____

次のとおり、宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第9条第2項の規定により、学校給食費の減免を申請します。

学校名	小学校・中学校	学年・組	年 組
フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
減免申請理由 (該当する項目の番号に○をつけてください。)	1 以下の理由により、連続する5日以上の期間にわたり学校を欠席する。 〔※該当するものに☑し、「その他」の場合は、具体的な理由を記入してください。〕 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> その他 () 2 食物アレルギー等の理由により、飲用の牛乳を受けることができない。 3 その他 (理由を具体的に記入してください。) 〔)		
上記の理由の発生年月日	年 月 日		
減免申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(留意事項)

- 1 減免申請理由のうち1に該当する場合は、給食を受けない期間の初日の2日前までの申請が必要です。
- 2 減免申請理由のうち2に該当する場合は、「学校生活管理指導表の写し」又は「医師の診断書」を添付してください。
- 3 減免申請理由のうち3に該当する場合は、内容が確認できる書類等の提出をお願いする場合があります。

年 月 日

様

宇部市長

学校給食費減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学校給食費の減免について、次のとおり決定しましたので、宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第9条第3項の規定により通知します。

学校名	小学校・中学校	学年・組	年 組
フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
減免期間	年 月 日から 年 月 日まで		
その他			

備考

減免される学校給食費については、原則として当該年度における最終納付月分の学校給食費の精算により調整します。

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告（市長を代表者）として提起することができます。
- 1の審査請求又は2の訴えの提起ができる期間内であっても、その処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求（2にあっては処分の取消しの訴えの提起）をすることができなくなります。

年 月 日

様

宇部市長

学校給食費減免不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学校給食費の減免について、次の理由により不承認と決定しましたので、宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第9条第3項の規定により通知します。

学校名	小学校・中学校	学年・組	年 組
フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
理由			

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告（市長を代表者）として提起することができます。
- 3 1の審査請求又は2の訴えの提起ができる期間内であっても、その処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求（2にあっては処分の取消しの訴えの提起）をすることができなくなります。

議案第百十八号

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例制定の件

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように定める。

令和二年十二月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校給食 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する学校給食をいう。

二 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、法第十一条第一項に規定する経費その他の市が負担する経費以外の経費をいう。

三 小学校 宇部市立小学校設置条例（昭和三十九年条例第五十一号）第二条に規定する小学校をいう。

四 中学校 宇部市立中学校設置条例（昭和三十九年条例第五十二号）第二条に規定する中学校をいう。

五 保護者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。

(学校給食の実施)

第三条 市は、小学校及び中学校において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の額)

第四条 学校給食費の額は、市規則で定める額とする。

(学校給食費の徴収)

第五条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者その他学校給食を受ける

者（以下「学校給食費負担者」という。）から、学校給食費を徴収する。

（学校給食費の納付）

第六条 学校給食費負担者は、市規則で定める日（以下「納付期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。

（督促）

第七条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

（遅延損害金）

第八条 市長は、学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しない場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条及び第四百九条第一項の規定に基づき、当該納付期限の翌日から当該学校給食費を完納する日までの期間の日数に応じ、当該学校給食費の額について法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金の額を当該学校給食費の額に加算して徴収するものとする。ただし、当該遅延損害金の額が百円未満である場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の遅延損害金を減免することができる。

（学校給食費の減免）

第九条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費を減免することができる。

一 学校給食を受ける者が病気、事故その他の理由により、連続する五日以上の期間にわたり学校を欠席し、学校給食を受けない旨を当該期間の初日の二日前までに申し出たとき。

二 学校給食を受ける者が食物アレルギー等の理由により飲用の牛乳を受けることができないとき。

三 災害等により学校給食費負担者が学校給食費を納付する資力を失ったとき。

四 その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、市規則で定めるところにより、当該申請者に通知しなければならない。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規

則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

「説明」

学校給食費の公会計化に伴い、小学校及び中学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を整備するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和3年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針

宇部市教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、各学校においては、山口県教育委員会が定めた「教職員人材育成基本方針」に基づき、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、「学び合い」のある授業づくりによる確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が、7年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 校長、教頭等の管理職の配置に当たっては、学校課題の解決に向けて、適材適所の配置ができるよう、県教育委員会と十分に連携することとする。
- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。
- 4 教員としての多様な経験を積むことや教員相互の研修を深めることができるよう、小・中連携を中心に異校種間の人事交流を推進するとともに、規模の異なる学校間での交流や他市との研修交流を積極的に行う。
また、同様の観点から、宇部市内3つの学校群において、全ての学校群での勤務を一度は経験することを原則とする。

寄 附 (11月分)

令和2年12月22日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和2年11月5日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算103回目)
令和2年11月11日	宇部警察署 署長 越口 和幸	交通安全・ 防犯に係る 啓発用DVD	コロナ対策に配慮した、 交通安全・防犯教育の実施に 寄与するため